



保健室から ～子どもたちの健康のために～

(1) 保健室とは

- 健康診断、健康相談、学校でのけがの救急処置等を行う場所です。病院などの医療機関ではありませんので医療行為となる内服薬の投与や継続したけがの手当てはできません。
- 保健室は、保健指導を行う場所でもあります。「なぜ、具合が悪くなったのかな?」「この傷は、水で洗うだけで治るよ」などの個別指導も行いながら、健康に関することや日常生活に関することのサポートを行っていきます。保護者の方の協力を必要とする場面も多くありますので、よろしくお願い致します。

(2) 健康診断

- 4月～6月にかけて定期健康診断が実施されます。(R2年度は9月～実施)
学校で行われる健康診断は「ふるいわけ検査 (スクリーニング検査)」と呼ばれるもので、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて検査し、異常や医療の必要性の有無を判断するものです。病院で実施するものではありませんので、専門的な診断等はいりません。
- お子様の健康状態把握のため「保健調査」(図1)を記入していただきます。健康診断の際に使用しますので記入漏れのないようお願いいたします。また、心や体で心配なことやアレルギーや病気のことなどもご記入ください。
- 健康診断の結果、異常がみられた人には検査項目ごとに「治療勧告書」(図2)をお配りしています。治療勧告書を受け取った場合は、速やかに専門医による治療や相談に行ってください、その結果を学校にお知らせください。また、受診の結果、異常なしと診断されることもありますので、ご了承ください。
- 健康診断の結果一覧「けんこうカード」(図3)は前期通知表と一緒にお配りします。(R2年度は後期に配付)

図1 保健調査

図2 治療勧告書

図3 けんこうカード

(3) 健康観察・体調不良について

① 朝の健康観察（R3年1月時点の対応）

登校前に、お子様の食欲・睡眠・排便などの様子も含めて健康状態をよく見てあげてください。感染症対策のため、風邪症状がある場合や、いつもより元気がない・いつもと様子が異なる等の場合は、登校を控えてください。また、家族に風邪症状がある場合は、本人が元気でもお休みしていただくようお願いします。

検温の結果等を健康観察表に記入し、毎朝登校時に担任へ提出してください。

② 出席停止

学校において予防すべき感染症（麻疹、風疹、インフルエンザ、水痘、流行性耳下腺炎など）にかかったときは、「出席停止」となり病欠とは違う扱いとなります。出席停止になった場合、速やかに学校に連絡をしてください。登校の際には病院から発行される治癒証明書や通学許可書を提出していただいています。（インフルエンザについては、報告のみ。証明書は不要です。）

③ 緊急連絡

急な病気（発熱等）による早退や、けが（特に病院受診が必要と思われるけが）の際は、保護者の方と連絡を取りながら対応をしています。早退の場合は、お迎えに来ていただきます。この時、確実に連絡が取れるよう、4月に配付する「児童調査票」（図4）には必ず連絡がとれる連絡先（携帯電話や職場等）をご記入ください。また、変更があった際にはその都度、担任までお知らせください。

図4 児童調査票



(4) 独立行政法人 日本スポーツ振興センターによる『災害共済給付』について

幼稚園児から高等学校生徒までを対象に、学校および幼稚園の管理下で災害（負傷、疾病、傷害または死亡）が発生した際に、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金）が受けられるといった国の公的共済制度です。本校では、全員加入を原則としています。

①災害の範囲…学校での生活中及び登下校に起きた災害に対して給付します。（登下校の災害については、通学路及び通常の経路に限ります。また、交通事故は対象外です。）

②災害給付金…医療機関で支払った医療費が、保険点数で500点以上（自己負担額1500円以上）の場合、療養費に対してその4割が、審査を経て給付されます。

③掛け金…945円（保護者負担460円、市川市負担485円）

※掛け金の集金については、後日お知らせ致します。